

平成31年2月8日
北海道開発局

北海道開発局コンプライアンス第三者委員会
議事概要について

(概要)

標記委員会について、以下のとおり開催されましたので、お知らせします。

(開催日)

平成30年12月18日(火)

(開催場所)

札幌第1合同庁舎15階 北海道開発局特別会議室

(出席者)(敬称略)

委員長	阿座上洋吉	地域経済研究所理事長
委員	岩本 勝彦	岩本・佐藤法律事務所弁護士
	谷口 勇仁	北海道大学大学院経済学研究科教授
	籾本 道男	公認会計士・税理士籾本道男事務所公認会計士
	林 菜つみ	林 菜つみ法律事務所弁護士
	藤田美津夫	藤田・荒木法律事務所弁護士
	向田 直範	学園法律事務所弁護士

北海道開発局

水島局長、津垣次長、佐藤開発監理部長、鎌田事業振興部長、
倉内建設部長、眞田港湾空港部長、圓山農業水産部長、澤永営繕部長ほか

(水島局長挨拶)

- 今年度は、当局が最初にコンプライアンス強化計画を策定してから10年目の節目の年である。過去の不祥事を風化させないための取組を重点的に、鋭意コンプライアンス推進に引き続き取り組んで参りたい。また、元職員の収賄事案については、本委員会の議論を踏まえ再発防止策を取りまとめていきたい。

(議事概要)

- 事務局から、「コンプライアンス推進の取組状況及び今後の進め方」について説明した。
- 委員から次のような意見があった。

- ・ 研修などで事例を紹介する際、受講者の世代や職種などによって認識が大き

く異なる場合があるので、対象者に応じて資料を変えるなどの工夫が必要ではないか。

- ・ コンプライアンス通信にハラスメント防止週間に関する記事が掲載されているが、内容が抽象的過ぎて分かりづらいので、具体例を盛り込むなどの工夫をした方が良いのではないか。
- ・ 平成31年度におけるコンプライアンスの取組の素案で、コンプライアンスを「知識」ではなく「意識」として定着させるための取組を重点的に行うこととされているが、この「意識」は顕在的なものではなく潜在的に身についた形となるよう試みて欲しい。

○ 委員からの意見に対し、当局側から、次のとおり回答した。

- ・ これまで、過去の不祥事の事例を紹介するときは、平成20年頃の談合事案なども取り上げていたが、現在は当時と状況が全く異なるので、特に若い世代の職員が理解しづらいのかもしれない。現在でも起きうるような事例をもっと多く取り上げるなど、若手職員が興味を持てるような工夫をしたい。
- ・ ハラスメントの場合は、他の非違行為と違い当局で発生した事例を紹介するのが難しい面がある。これまでも全国的に報道された事案や判例などを各職場内で紹介するなど、防止に向けた様々な取組を実施しているが、引き続き工夫していきたい。
- ・ コンプライアンスに関する職員アンケートでは、若手職員は書類の情報よりも先輩職員や他部門の職員との意見交換や研修で話を聞くことの方が効果的だとの回答が多かった。そういった生の声を伝えることがコンプライアンスを知識から意識に変える上での工夫だと思うので、そういったところを徹底していきたい。

○ 事務局から、「元北海道開発局職員の収賄事案」について説明した。

○ 委員から次のような意見があった。

- ・ F T S パイルの優位性として経済性が挙げられているが、それでは単に安価であったからと誤解されるのではないか。経済性の前に機能が満たされていることが前提としてあると思うので、そのように記載すべきではないか。
- ・ 事業者等から金品を受け取るようなことは論外であるが、特殊な工事を発注しようとする場合などは職員の知識が不足することは当然あり得ることで、

事業者等との意見交換などが必要なことはあると思う。今回の事例を適切に活用して知識不足をどのように補えば良いのか、その方策を周知したら良いのではないか。

- ・ 標準図について、事業者から話を聞くと標準図といわれるものが発注者側から示されれば、それを採用するよう強制されたと感じるとのことだった。一方で、そういったものが示されれば施工はしやすいとの意見もあったので、発注者が工夫する必要があると思う。

○ 委員からの意見に対し、当局側から、次のとおり回答した。

- ・ 設計を行う際に使用する材料などの機能性が満たされていることは大前提であるので、それが分かるように文言を修正したい。
- ・ 国土交通省として事業者等との応接を全て禁止している訳ではなく、応接する場合はオープンな場で複数で対応するなど客観性、透明性を確保するというルールがあるので、それらを徹底するなどしていきたい。個別の事業者を担当者が聞くという形は望ましくないと思うので、組織全体で課題を解決するようにしていかなければならないと思う。
- ・ 同じような事業を複数の地区で行うような場合に標準図を作成することはあり得るが、特殊なものや1社独占的な材料等を用いるような場合は注意が必要だと考えている。今後、コンプライアンス推進本部において、どのようにすれば事業が円滑に実施できるのかという観点で、標準図のあり方を議論していきたい。

以 上